

【資料1】

秋田とつながる若年女性のネットワーク構築事業業務委託仕様書

1 業務の目的

首都圏在住女性との直接対話により若年女性の県内定着・回帰を促進するための、様々なニーズや秋田に対する本音を把握し、それらを集約したうえで施策や官民の取組へ反映することを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和6年12月27日まで

3 委託業務の内容

次に掲げる業務とし、企画提案により具体化するとともに、本業務の目的がより効果的に達成されるようにすること。

1 若年女性の交流会の開催について

(1) 概要

(ア) 実施時期：令和6年6月～9月

(イ) 実施回数：2回

(ウ) 時間：2時間程度

(エ) 実施場所：東京都内

2回開催のうち1回目は県の指定する日時・場所で開催することとし、2回目は8月22日または23日の開催とし、交流会の趣旨をふまえ、会場については受託者が提案すること。（※会場使用料は1回分が委託費に含まれる）

(オ) 対象者：秋田県出身または秋田に関心のある首都圏在住の社会人女性（20～30代）
各回30名（参加費無料）

(カ) 内容

- ・交流会については、ファシリテーターを配置し、「秋田の仕事」、「子育て」、「暮らし」等について若年女性の意見を多く引き出せるような内容とすること。
- ・秋田で働く女性によるゲストトーク 1～2名
テーマ例 「秋田で働くことについて」、「地域の女性活躍」等
- ・参加者との意見交換
- ・県の支援政策の紹介

※開催日時については、原則上記の通りとするが、最終的には開催日時・開催場所等については、提案内容を踏まえ、協議の上決定する。

※意見交換の結果については、県内企業等にフィードバックすることを目的としていることを踏まえて企画提案すること。

(2) 企画・運營業務

(ア) 県及びゲストと調整し、交流会の進行シナリオ等を作成すること。

(イ) 交流会当日の全体進行管理・運営を行うこと。

(ウ) 参加対象者が限定されているため、受託者のネットワークや広報媒体の活用等、効果的な方法により周知を行うこと。周知のために使用するチラシ等については受託者の提案によるものとする。

(エ) 参加者は事前に公募のうえ、各回30名を目安に受付すること。

(オ) 本業務の目的に沿い、参加者に効果的に訴求するゲストスピーカーを選定し手配する

こと。

(カ) 参加者の率直な意見を多く引き出せる内容及び進行方法となるよう工夫すること。

(3) その他

(ア) 交流会開催後、来場者アンケートを実施・集計すること。集計結果については、交流会後、速やかに報告するとともに実績報告書へ記載すること。

(イ) 参加者へは交通費を支給すること。

2 啓発リーフレットの作成について

(1) 実施のねらい

交流会を通して得られた若年女性の本音や様々なニーズを集約した啓発リーフレットを県内企業や庁内関係部署へ送付し、フィードバックを行うことで官民の取組を効果的に推進することを目的とする。

(2) 規格

(ア) サイズ：A 3 両面 2 つ折り

(イ) 内 容：上記のねらいを達成できるような分かりやすい内容とすること。(印刷は県が行うため、データによる納品とする)

3 成果品

業務完了後は、速やかに委託業務完了届、実績報告書、電子データ（啓発リーフレット等）、その他県が指示する資料を納品すること。

4 契約に関する条件等

1 契約金額

本業務の契約金額には、本業務に係る一切の経費を含む。

2 再委託等について

(1) 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、再委託金額、再委託する理由を事前に書面にて協議し、県の承認を得ること。

3 業務の履行に関する措置

(1) 県は本業務（再委託した場合を含む。）の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

(2) 受託者は（1）の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出するものとする。

4 権利の帰属等

(1) 本業務による成果物及び素材の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は県に帰属することとする。

(2) 県は、受託者の承諾無しに成果物を加工・編集することができるものとする。

(3) 受託者は県の承諾無しに、成果物及び素材を他に流用することができないものとする。

5 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいについて善良な管理者の注意をもってその情報を管理保持するものとする。また、契約終了後も同様とする。

6 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

5 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、受託者は実施方法等について、あらかじめ県に協議し、同意を得た上で行うものとする。
- (2) 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決・本業務の履行のための必要な事項等は、必要の都度、県が受託者と協議のうえ決定するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議のうえ決定するものとする。